

上手に活用。いろいろな制度

◆共同受信施設の地デジ化助成制度



共同受信施設のアパート・マンション

共同住宅（アパート・マンション）内の共同受信施設や、建物等による受信障害対策として設置された共同受信施設の地上デジタル化に対して助成制度がスタートしています。

施設の地上デジタル化対応において、経費負担が過重となる場合（世帯当たり3万5千円以上）、国の助成が受けられます。

助成を受けるには改修工事を実施する前に申請を行う必要があります。

共同住宅の共同受信施設デジタル化の助成制度は2010年1月15日、受信障害施設デジタル化の助成制度は2009年12月28日が申請の締切となっています。

助成制度の詳細については、デジサポのホームページ（<http://digisuppo.jp>）をご覧ください。

デジサポ助成金相談窓口は TEL 0570-093-724（平日9:00～18:00）となります。

I P電話等、ナビダイヤルがつかない方は、03-5623-3121でお受けしております。

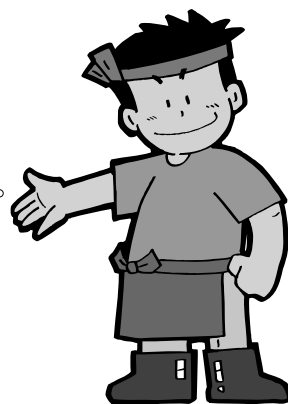
助成金申請は、各地域の 総務省 テレビ受信者支援センター（愛称：デジサポ）で受け付けています。

◆小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

この制度の特徴は、掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなります。

詳しい内容のお問合せと加入申込みは、商工会、商工会議所、青色申告会、金融機関の本支店の窓口で取扱いしています。制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。（URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>）



◆経営セーフティ共済 （中小企業倒産防止共済制度）

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくった共済制度。無担保・無保証人で、積み立て掛金の10倍の範囲内（最高3,200万円）で被害額相当の共済金が借入れ可能。毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できる。

詳しい内容のお問合せと加入申込みは、商工会、商工会議所、金融機関の本支店の窓口で取扱いしています。制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

（URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>）

